

変更契約の締結及び専決処分の予定について(青森市立西中学校既存校舎解体工事)

令和4年1月21日 文教経済常任委員協議会  
資料4 教育委員会事務局総務課

1 工 事 名 青森市立西中学校既存校舎解体工事 (令和3年第2回定例会議決)

<工 期> 令和3年7月3日から令和4年3月25日まで

<相手方> 株式会社西田組 代表取締役 西田 文仁  
(青森市大字荒川字柴田102番地1)

2 主 な 変 更 内 容

- ① 地中のコンクリート製杭の杭長が設計より長かったことによる増工
- ② 地中の集水槽設備の深さが設計より深かったことによる安全対策のため、山留め壁の増設
- ③ ①～②の変更に伴い、工期を令和4年3月31日まで延長する

3 契 約 金 額

当 初 362,670,000円 (税込)

変 更 後 373,450,000円 (税込)

増額分 10,780,000円 (税込) (当初比2.97%の増額)

4 変更契約予定 令和4年2月中を予定

※参考法令

- 地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の指定について(抄)

平成17年4月14日指定

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第180条第1項の規定により次に掲げる事項は、市長においてこれを専決処分にするものとする。

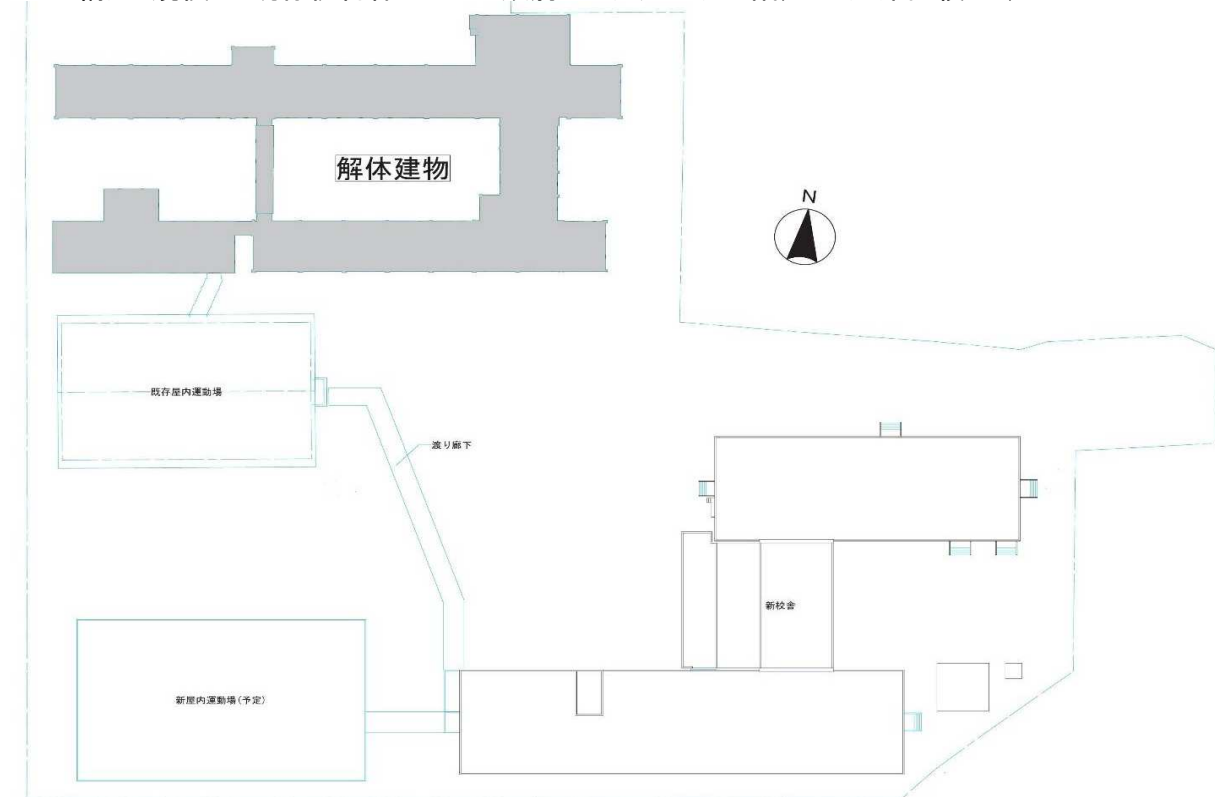
一 青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例(平成17年青森市条例第85号。以下「条例」という。)に基づく契約並びに財産の取得及び処分が議会の議決を経た後において当該契約並びに財産の取得及び処分に係る金額に変更を要する場合に、変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないもの。

二～八(略)

【工事概要】

工事場所 : 青森市大字浪館字志田36番地

構造・規模 : 既存校舎棟 鉄筋コンクリート造3階建 延床面積 : 5,646.00㎡



配置図



コンクリート製杭抜き



山留め壁



●工事状況(令和3年10月12日撮影)



●工事状況(令和3年11月6日撮影)